

<u>在チェコ日本国大使館</u> 平成 28 年版

- 目 次 -

Ι	•	は	じさ	りに		•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
Π		防	犯。	≤安	:全	の	手	引	き																		
	1		基ス	卜的	な	心	構	え	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	2		チニ		の	犯	罪	発	生	概	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	3		類型	世別	防	犯	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
	4		テロ	.	誘	拐	事	件	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
	5		交道	査 事	情	と	事	故	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
ш		大	規根	莫災	ミ害	等	緊	急	事	態	<u>へ</u>	の	対	処													
Ш			; 規 棟 平∍			-			-					処 ・		•					-			•		2	1
ш	1	•		長か	ъ Б	の	準	備	٤	心	構	え	•	•	•	•	•	•	•	•						_	•
ш	1 2	•	平享	_{長か} 見模	ら 「災	の 害	準等	備 発	と 生	心 時	構 の	え 行	• 動	•	•						•	•	•	•	•	2	2
Ш	1 2	•	平 天 大	_{長か} 見模	ら 「災	の 害	準等	備 発	と 生	心 時	構 の	え 行	• 動	•	•						•	•	•	•	•	2	2
	1 2 3	•	平 天 大	_長 か 見模 息事	ら 「災	の 害	準等	備 発	と 生	心 時	構 の	え 行	• 動	•	•						•	•	•	•	•	2	2
	1 2 3	そ	平美大規	素か 見模 息事 也	ら 災 態	の害に	準等備	- 備 発 え	と生て	心時の	構 の	え 行	• 動	•	•						•	•	•	•	•	2	2

I. はじめに

チェコには、約1,800人の日本人が居住し、日本から年間約13 万人の旅行者が訪れています。チェコの社会情勢及び治安情勢は 概ね良好とされていますが、スリ、置引き、ひったくり、車上狙 い等の犯罪は多発しており、残念ながら、こうした犯罪に巻き込 まれる日本人も少なくありません。

また、チェコ政府は、国内でテロ事件が発生する可能性は低い と評価しています。しかし、欧州主要都市を始め世界各地でテロ 事件が発生していることを踏まえますと、日本人がテロ事件に巻 き込まれる可能性はゼロとは言い切れません。

この「安全の手引き」では、皆様の安心・安全な滞在のために、 犯罪被害を防ぐポイントや、テロ事件・大規模災害等が発生した 場合の対処方法などについて、被害事例を紹介しながら説明して います。当館では、この「安全の手引き」を毎年更新し、大使館 ホームページに掲載しています。チェコに滞在する際の安全対策 に役立てていただければ幸いです。

> 平成 28 年 1 月 駐チェコ共和国特命全権大使 山川鉄郎

(在チェコ日本大使館ホームページ: <u>http://www.cz.emb-japan.go.jp</u>)
 (外務省・海外安全ホームページ: http://anzen.mofa.go.jp)

Ⅱ. 防犯と安全の手引き

1. 基本的な心得

海外で安全に生活するためには、各人が「自分の身は自分で守 る」との危機管理意識をしっかり持ち、次のような原則を守るこ とが重要です。

- 現地の法律を守り、風俗や習慣を尊重すること
- 危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控え ること
- 多額の現金、貴重品は持ち歩かないこと
- 見知らぬ人を安易に信用しないこと
- 薬物には絶対に手を出さないこと
- (外務省・海外安全ホームページ「海外旅行を予定されている皆様へ: <u>http://anzen.mofa.go.jp/c_info/message.html</u>)

2. チェコの犯罪発生概況

【近年の状況】

チェコの治安情勢は概ね良好で、犯罪件数は漸減傾向にありま す。しかし、人口比当たりの犯罪発生件数を日本と比較した場合、 家屋等への侵入窃盗、自動車窃盗、スリ、置引きなどの窃盗犯罪 の発生率はかなり高くなっていますので十分な用心が必要です。

【2015年の犯罪】

チェコにおける 2015 年の犯罪発生件数は約24万7,000 件です。

殺	人…	155 件	
強	盗…	1,995 件	
傷	害…	5,299 件	
強	姦…	598 件	
誘	拐…	4 件	
侵入窃	盗…	34,476件(1	日平均約94件)
車上狙	. ()	18,457件(1	日平均約51件)
自動車	盗…	6,292件(1	日平均約17件)
ス	IJ	13,060件(1	日平均約36件)

3. 類型別防犯対策

(1)スリ

【被害事例】

スリ被害は、路上、観光施設、土産物店、地下鉄、トラム、バ ス等人が密集する場所で多発しています。例えば、観光や買物に 気を取られている際にカバンなどから貴重品を奪われた事例や、 刃物でカバンを切られて中身を抜かれる事例も見られます。日本 人旅行者は、チェコでは、金持ちで不用心との印象をもたれてお り、スリ等の標的になりやすい傾向があります。

また、チェコにおいては、集団による犯行が多数発生していま す。例えば、スリ集団の一人が親切な素振りで話しかけたり、複 数で進路を阻んだりして、被害者の注意をそらし、その隙を利用 して別の仲間が貴重品を盗むという手口も見られます。また、地 下鉄やトラムへの乗降時に押し込んだり、車内で取り囲んだりし て身動きできない状況を作りだし、犯行に及ぶこともあります。

こうした被害は、プラハ市内では、観光地区周辺(プラハ城、 カレル橋、旧市街広場、ヴァーツラフ広場などの付近)や Mustek 駅を経由する地下鉄、トラム、バスの車両内で多発しています。

- 日本人旅行者はスリの標的になりやすいので、いかにも旅行 者といった身なりは避け、外出時には携行品を少なくする。
- カバンはファスナーや鍵のかかるものを用い、たすき掛けに するなど常に自分の目の届くところに保ち、混雑する場所では 常に手を添える。
- リュックサックなど背負うタイプのカバンには貴重品を入れない。貴重品を入れる場合には、体の前に抱えて持つようにする。

- 地下鉄やトラムに乗降する際は、混雑した場所を避け、スリ 集団に囲まれる状況をつくらない。万一、車両内で不審な集団 に囲まれた際には、日本語でもかまわないので声を上げて他の 乗客の注意を引くなどして不利な状況から脱する。ただし、車 内に他に人がいないなど、こうした応対が更なる危険を招くよ うな状況であれば、生命の安全を重視し、抵抗しない態度を示 すことも場合によっては必要。
- 外出時、他人とは一定の距離を保つよう心掛ける。見知らぬ
 外国人から親しげに話しかけられても、決して気を許さず、所
 持品から目を離さない。

(2) 置引きなど

【被害事例】

典型的な被害事例は、レストラン等の飲食店で、座席(椅子 の背もたれなど)や足下に置いていた荷物を持ち去られるもの です。犯人の一人がテーブルに近づいて話しかけるなど注意を そらした隙に、別の仲間が荷物を奪う事例や、犯人が路上から 手を伸ばして、窓際のテーブルや座席上の荷物を奪う事例もあ ります。このほか、ホテルの受付や車寄せで床に置いた荷物を 奪われる事例も発生しています。

また、長距離列車・バス内での置引きも多発しています。犯 人は、被害者が座席に着こうとする際、荷物を棚に上げるのを 手伝うふりをしたり、窓の外からノックしたりして注意を引き つけ、その隙に別の仲間が座席上のカバン等を奪うという手口 を使うこともあります。

最近では、宿泊中のホテル客室内から所持品が盗まれる事案 が発生しています。ホテル客室内での被害例としては、オート ロック式扉が半開きの状態であったために室内に侵入されたケ ースや、地上階だけでなく高層階であっても隣家の屋根をつた うなどして客室窓から侵入されるケースが挙げられます。

【対策】

- カバンは、常に手元や身体から離さないようにして、飲食
 店内でも足下に置かない。特に、見知らぬ人物が近づいて声
 をかけてきたような際は、カバンから目を離さない。
- 長距離列車等の車内では、「荷物を網棚に載せてあげる」 などと親切に話しかけてくる外国人には警戒し、荷物に触れ させない。
- ホテル客室扉を開閉した際には、必ずロックされたことを 確認し、チェーン錠が備わっている場合には必ず使用する。 また、室内にセーフティボックスが備わっている場合、貴重 品はセーフティボックス内に収納する。このほか、客室窓か ら泥棒が侵入する場合もあるので、窓が外から開けられない よう必ず施錠する。

(3)偽警官による被害

【被害事例】

観光の最中や路上で、警察官を称する人物が現れ、身分証のようなものを一瞬提示し、「麻薬所持を検査している」などとして パスポートや所持品の検査を要求してくることがあります。これ らに応じて荷物や財布を差し出すと、偽警官は、検査をするふり をしながら巧みに現金やクレジットカードを抜き取ります。クレ ジットカードの暗証番号を尋ねたり、クレジットカードを読み取 り機のような装置に通したりする事例も報告されています。暗証 番号を伝えて多額の現金が引き出された事案もみられます。

また、駅などで旅行者風の外国人から「お金を盗まれた。必ず 後で返すので貸して欲しい」などと声を掛けられ、切符代等を貸 したところ、連絡先等はでたらめだったなど、貸金をだまし取ら れる事例も発生しています。偽警官のほかにも、公共交通機関内 では偽検札官(切符の検札をする職員)による同様の被害も見ら れています。

偽警官による被害は、人通りの少ない路地裏などだけではなく、 観光地の大通りでも発生しています。また、偽検札官による被害 は公共交通機関(トラム、地下鉄内)内で乗客が少ない場合など に散見されています。

【対策】

- 人通りの少ない場所で見知らぬ人物が近づいてきた際は、相
 手にせず、呼びかけられても立ち止まらない。
- チェコの警察官が財布の提示を求めたり、暗証番号を聞いたりすることはなく、このようなことを求められた場合は、偽警官であることを疑う。
- 警察官のような人物に所持品検査を要求された場合は、相手の身分証の提示を求め、しっかり確認する。不審な点があれば、 最寄りの警察署や日本大使館に連絡又は赴くよう主張するなど、毅然とした態度で冷静に対処する。ただし、こうした応対が更なる危険を招くような状況であれば、生命の安全を重視し、抵抗しない態度を示すことも場合によっては必要。
 - ※ チェコ警察では本物の警察官か疑わしい場合、112(警察 や消防、救急などあらゆる場合の緊急用電話、英語可)か、 158(チェコ警察)へ電話するよう呼びかけています。

(4)詐欺など

【被害事例】

チェコでは、近年、邦人が詐欺で深刻な損害を被ったという事 案は報告されていませんが、両替詐欺、タクシー運賃詐欺などは 多発しています。

O 両替詐欺

両替店等で両替する際、店頭に為替レートが掲出されている にもかかわらず、実際の両替では異なる為替レートが適用され たり、多額の手数料が差し引かれたりするケースが散見されま す。なお、チェコでは、路上で両替を行うことを禁止していま すので、路上で声を掛けられても応じないで下さい。

○ タクシー運賃詐欺

流しのタクシーや、タクシー乗り場で客待ちをしているタク シーを利用する際、通常より高額の料金を請求されるケースも 見受けられます。

〇 列車運賃詐欺

正規の乗車券を所持して乗車しているにもかかわらず、車掌 による検札の際、乗車券が無効である等の理由で正規の乗車券 を車内で追加購入するよう求められることがあります。特に、 複数人数分の乗車券がまとめて一枚に印刷される団体割引乗車 券を用いて乗車する際や、他の乗客が周囲にいない時は、注意 が必要です。

○ 振り込め詐欺

邦人旅行者や在留邦人の日本の家族に対し、当該邦人に成り すました第三者から電話が入り、交通事故で人を負傷させてし まったなどとして示談金の送金が求められた事例があります。

- 両替は必ず両替店で行い、両替で得られる金額を事前に確認し、納得した上で両替する。
- タクシーを利用する際は、タクシー会社に電話して配車を要請し、目安となる料金を事前に確認する。
- 列車内で乗車券の有効性に関するトラブルに遭った場合、乗
 客自身の誤解や誤信、券売窓口員の手違い、車掌による詐欺の
 いずれかに起因している可能性が高いので、当該車掌に詳しい

説明を求めるとともに、納得できない点があれば、他の係員等 に相談する。

- 慣れない土地では、見知らぬ人物をむやみに信用しない。
- いわゆる「振り込め詐欺」が海外でも発生することについて、
 日本の家族等との間で日頃から認識を共有しておく。また、不
 審な電話があった場合の本人確認の方法を事前に打ち合わせておく。

(5)自動車盗難・車上狙い

【被害事例】

自動車盗難・車上狙いについては、夜間、路上駐車していた自 動車を盗まれる、大規模商業施設や空港等の駐車場で窓ガラスを 割られて車内の貴重品が盗まれるなどの被害が発生しています。 最近では、高速道路上のガソリンスタンドなどに駐車中、犯人に よって故意にタイヤがパンクさせられ、タイヤ交換をしている隙 に車両内の貴重品が盗まれる事案も発生しています。

車上狙いの被害は、チェコ全域で発生していますが、特にプラ ハなどの都市部で多発しています。

- 貴重品を車内に放置しない。
- 防犯アラームやギアシフト・ロック、イモビライザー(不正 始動防止装置)などの盗難防止装置を設置する。
- 管理人や警備員のいる駐車場、防犯シャッターや防犯カメラのある駐車場を使用する。月極駐車場では、防犯シャッターの暗証番号が流出する可能性にも留意する。日中の短時間の駐車であっても、見通しの悪い場所、交通量や人通りの少ない場所での駐車は避けるのが無難。

(6) 強盗·暴行、変質者

【被害事例】

チェコでは、邦人の方が強盗や傷害など深刻な犯罪の被害者と なるケースはほとんど確認されていません。しかし、過去には、 以下のような事案が発生していますので、同種の事件に巻き込ま れないよう十分な注意が必要です。

- 日本人女性が、トラムから下車したところ、背後から忍び寄ってきた男性に羽交い締めにされ、たすき掛けにして持っていた鞄を盗まれました。
- 路上で大声を出して人種差別的な発言を行っていた男が、付 近を通りかかった日本人に暴行を加えました。
- 夜間、飲食店から出てきた酔客に日本人女性がからまれ、暴 言を加えられた上、つばを吐きかけられました。
- 人通りの少ない地下通路で、日本人女性が外国人に暴言を加 えられ、体を触られそうになりました。
- プラハ市内の観光地で、日本人女性が近づいてきた2人組の 外国人女性にスプレーを噴霧され、持っていたカバンを奪われ そうになりました。
- 日本人児童が学校から1人で帰宅する途中、変質者に付きま とわれました。

- 人通りの少ないところや夜間の一人歩きは避ける。不審な場所には絶対に近づかない。また、万が一、暴行を受けそうな状況になった場合には、生命の安全を第一に考え、場合によっては犯人に抵抗しない態度を示すことも必要。
- 見知らぬ人物に用心するよう子供に言い聞かせ、子供だけでの外出・留守番させることを控える。また、子供を連れて外出する際には、人通りの少ない場所を避け、万が一不審な状況に

置かれた場合は周りの人に助けを求める。

(7)薬物犯罪

路上やバー等で薬物の購入を持ち掛けられても、決して応じて はいけません。また、見知らぬ外国人から、不審な物品等を受け 取ることも絶対に止めて下さい。薬物所持は、少量であっても犯 罪です。

4. テロ・誘拐事件対策

(1) テロ

チェコでは、近年、テロ事件は発生していません。チェコ政 府は、国内でテロ事件が発生する可能性は低いと評価していま す。しかし、世界各地でテロ事件が発生していることなどを踏 まえますと、日本人がテロ事件に巻き込まれる危険性はゼロで はありませんので、各人が十分に警戒して行動する必要があり ます。

チェコを含む外国に渡航・滞在を予定されている方は、テロ などの不測の事態に巻き込まれないよう、以下の諸点に留意し て下さい。

〇 情報収集

テロの危険性が高まった場合や、実際にテロが発生した場 合には、正確な情報を収集することが重要です。外国に渡航・ 滞在を予定されている方は、行き先国の治安・テロ情勢等に ついて最新の情報を入手するよう努めて下さい。日本外務省 が発出している各国毎の安全に関する情報(渡航情報、広域 情報など)や、テレビやラジオなどの報道、インターネット 等を利用し、情報収集を行ってください。また、各国に所在 する在外公館が発出する情報を入手するため、滞在期間が3 か月以上の場合は「在留届」の提出を、滞在期間が3か月に 満たない場合は海外旅行登録「たびレジ」システムをご利用 下さい(P.25 参照)。

- ・海外安全対策ホームページ(http://www.anzen.mofa.go.jp)
- ・チェコ内務省ホームページ(http://www.mvcr.cz)
- ・チェコ通信社ホームページ(http://www.ctk.cz)

〇 滞在時の警戒

チェコ国内に滞在中、不審な状況を察知した場合には速や かにその場を離れるなど安全確保に努めて下さい。一般的 に、テロの標的となりやすい施設には政府・軍関係施設のほ か、公共交通機関、大規模商業施設など不特定多数が集まる 場所があげられます。不必要にこうした施設へ近づかないよ うにして下さい。また、万一、テロ事件が発生した場合には、 決して現場に近づかず、チェコ当局の誘導に従い、速やかに 安全な場所まで避難して下さい。

○ 緊急時に連絡が取れる態勢の確保

外国に滞在する際は、万一に備え、家族や友人、職場等に 渡航日程や緊急時の連絡先を伝えておくようにして下さい。

(2)誘拐事件

チェコ国内では年間数件の誘拐事件が発生していますが、こ れまで邦人の被害は報告されていません。しかし、日本人が誘 拐被害にあう可能性を完全に排除することはできませんので、 人通りの少ない道を一人歩きすることは避ける、通勤・通学の 経路を定期的に変更する、などの対策をとることも重要です。 もし、何らかの不安を感じるようなことがあれば、すぐに最寄 りのチェコ警察に相談して下さい。

特に、子供が誘拐事件に巻き込まれることを防ぐため、見知 らぬ人物に用心するよう普段から言い聞かせ、子供だけで留守 番や外出させないよう心がけてください。

なお、配偶者の同意や裁判所の許可を得ずに子の居所を移動 させることは、誘拐、略取、公的決定妨害等の罪に問われる可 能性がありますので、注意が必要です。

5. 交通事情と事故対策

(1)チェコでの運転と交通事情

【運転に必要な書類】

チェコで運転する際には、①チェコで有効な運転免許証、②自 動車登録証、③自動車保険加入証明証、④パスポートなどの身分 証明書などの携行が必要です。また、60歳以上の方については、 自動車の運転に支障のない健康であることを医師に証明してもら うための医療検査を受けた上で、運転の際には医師から発給され る健康適正証明書を携帯する義務があります。

高速道路を利用するためには、高速道路の通行ステッカーをガ ソリンスタンドや郵便局などで事前に購入し、フロントガラス内 側に貼り付けておく必要があります。

【運転免許証の交換制度】

チェコに長期滞在する場合、チェコで運転するためには、日本 の運転免許証とチェコの運転免許証の交換手続を行う必要があり ます。この手続は、チェコの長期居住許可や永住許可を取得した 日から3か月以内に居住地を管轄するチェコの地方自治体で行い ます。チェコのビザ等を取得しない短期滞在の場合、運転免許証 の交換はできませんので、国際運転免許証で運転してください。

交換手続の際、チェコ運輸省への送付を希望すると、日本の運 転免許証は、数か月後、同省を経由して大使館に届きます。運転 免許証の名義人は、大使館領事部窓口で旅券を提示して、当該免 許証を受領することができます。

【交通事情】

チェコでは、日本と異なる交通規則が数々あり、また、マナー が悪く、乱暴な運転をするドライバーも少なくありません。日本 で運転する以上に交通標識を意識し、交通規則を順守した安全運転を心がける必要があります。

チェコでの運転は、右側通行であり、交差点では優先指示標識 がない場合、右側から侵入する自動車が優先します。また、制限 速度は、道路標識に従うことになりますが、基本的に市街地の一 般道が 50km/h、市街地外の一般道が 90km/h、高速道路が 130km/h です。このほか、次のような規則もあります。

- ・走行中は常にヘッドライトを点灯しなければならない。
- ・運転中に携帯電話等を手に取ってはならない。
- ・子供を乗車させる際には、チャイルドシート等の固定装置を
 装着しなければならない。
- ・冬季はウインタータイヤを装着しなければならない。

また、プラハ市内などでは、路面電車(トラム)と併走する一 般道路があり、基本的にトラムが他の車両に優先します。トラム と乗用車との接触事故も多発しておりますので、運転する際には、 トラムの動きに十分注意して下さい。

(2)交通事故の際の対応

交通事故が発生した場合、負傷者の応急処置や救急車の手配が 最優先です。大きな事故には至っていない場合、落ち着いて状況 を把握し、お互いの身元を確認して連絡先を控えましょう。警察 への通報の後、警察官が到着するまで現場を保存することが原則 ですが、けが人の発生がなく、損害額の小さな物損事故について は、法令上、警察への通報義務はありません。しかし、事故処理 についての当事者同士の議論や示談は、トラブルの原因となるこ とがあるため、保険会社へ速やかに連絡をとるとともに、当事者 双方で言い分が異なる場合などは警察への通報を行うようにして ください。

(3)公共交通機関を利用する際の注意

プラハ市内の移動には、路面電車(トラム)のほか、地下鉄、 バスが利用可能です。これらは、いずれも共通の乗車券(チケッ ト)又は「オープンカード」と呼ばれる磁気式のカードを購入す ることで乗車可能となります。

バス・トラムのチケットについては、乗車したら直ぐに車内に 設置されている検札機で検札を受ける必要があります。地下鉄の 場合、駅構内に設置されている検札機で検札を受けます。「オー プンカード」の場合は、検札機を通す必要はありません。

車両には私服の検札員が随時巡回しており、乗車券又は「オー プンカード」の所持を確認される場合があります。適正な乗車券 等を所持していないと罰金を科されます。チケットを所持してい ても検札機に通していなければ同じく、罰金を科せられます。

なお、検札員はチケットまたは「オープンカード」の所持を確認する際、検札員であることを示すメダル状のものを提示します。

交通標識 1



交通標識 2



Ⅲ. 大規模災害等緊急事態への対処

1. 平素からの準備と心構え

【平素からの準備】

大規模災害等が発生した場合に落ち着いて対応できるよう、 主に次のような準備を平素より整えるよう心がけてください。

緊急事態発生時の職場や家族との連絡方法の確認

- ・携帯ラジオの準備
- ・緊急事態における携行品、非常用物資の準備
- ・地域内で避難場所(安全な場所)の確認

【心構え】

大規模災害等が発生した場合、又は発生するおそれがある場 合には、大使館から関連情報を緊急メールやホームページ等で お知らせします。このほか、各自でも情報収集を行い、安全対 策を期すよう努力する必要があります。その際は、どのような 情勢となっているか、危険な場所はどこか、チェコ当局が住民 向けに何らかの指示を発出しているか、などを確認することが 大切です。危険な場所には近づかず、チェコ当局や大使館から の指示に従うなど、被害に巻き込まれないよう行動する必要が あります。

万一、大規模災害等の現場やその付近に居合わせた場合、安 全な場所に移動した上で、自身の安否を大使館へ知らせてくだ さい。

2. 大規模災害発生時の行動

(1) 原子力発電所での事故

チェコでは、テメリーン(Temelin、Ceske Budejovice の北西約25km)とドゥコヴァニー(Dukovany、Brnoの南西約30km)の2か所に原子力発電所があります。事故等が発生した場合には、 チェコ政府からテレビ・ラジオ等を通じて通報・指示がありますので、同政府や各自治体の指示に従って行動して下さい。

(2)河川の増水・氾濫

チェコでは、2002 年夏に大規模な洪水が発生し、プラハでは約5万人の市民が避難を余儀なくされ、建造物や地下鉄などにも大きな被害が出ました。この洪水は、数百年に1度の大洪水と言われましたが、2013年にも洪水危機が発生しておりますので注意が必要です。

雪解け時季や大量の降雨があった際には、河川の増水や氾濫に 警戒しなければなりません。避難しなければならない事態も想定 し、テレビやラジオ、インターネットなどを通じて関連情報の収 集に努め、避難用の携行荷物を事前に整えておくことが大切です。 その時々の河川の増水・氾濫の危険度は、次のホームページに掲 載されます。

・環境省中央洪水委員会 http://www.dppcr.cz

(3)感染症の流行

2009年には豚由来型の新型インフルエンザの流行が確認さ

れ、WHO(世界保健機関)は同年6月、警戒レベルをフェーズ 6に引き上げました。チェコでも、新型インフルエンザの感染例 及び感染者の死亡例が報告されています。

また、アジアや欧州を中心に広い地域で高病原性鳥インフルエ ンザの発生が確認されているところ、このウイルスから新しい亜 種のウイルスが出現して人々の間で流行するのではないかと懸念 されています。チェコでは、2006年3月に初めて、鳥インフルエ ンザに感染した鳥が発見され、その後も類似の感染例が確認され ています。

感染症が流行した場合、チェコ政府の発表、新聞、テレビ等の 報道、外務省ホームページ(海外安全ホームページ)、当館ホー ムページなどをこまめにチェックし、冷静に必要な対策をとるこ とが重要です。

3. 緊急事態に備えてのチェックリスト

パスポート	・6か月以上の残存有効期間が望ましい
	・最終ページの「所持人記載欄」 には漏れな
	く記載しておく
貴重品	・現金、貴金属、有価証券、クレジットカー
	ドなど
在留届	・在留届に登録されている住所、連絡先、家
	族構成等を最新のものにしておく
自動車	・自動車を常時整備し、燃料を十分に入れて
	おく
	・車内には懐中電灯、地図を備え置く
衣類・着替え	・長袖、長ズボンが賢明
	・履き物は、行動に便利で頑丈なもの
洗面用具	・タオル、歯磨きセット、石鹸など
非常用食料	・米、調味料、缶詰類、インスタント食品、
	粉ミルクなどの保存食、ミネラルウォーター
医薬品	・常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、包帯、絆創
	膏、衛生綿など
ラジオ	・NHK海外放送(ラジオジャパン)やBBCなど
	の放送が受信できる電池仕様のもの
その他	・懐中電灯、予備の電池、ライター、ろうそ
	く、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製
	の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具
	防災ずきん等

Ⅳ. その他

1. 在留届・たびレジ

日本外務省では、海外に渡航・滞在される邦人の安心と安全のた め、「在留届」(3か月以上の滞在を予定されている方)と「たび レジ」(3か月未満の渡航を予定されている方)の2種類の渡航登 録サービスを提供しています。登録して頂いた方には、在外公館か らの緊急事態に関する情報などを提供する緊急一斉メールをお届け することができます。

(1)在留届

大使館では、在留邦人の安全にかかわる緊急事態などが発生し た場合、「在留届」に基づいて緊急連絡や援護活動を行いますが、 「在留届」の登録(提出)がない場合、在留の事実や連絡先を把 握できませんので、大使館からの緊急連絡や援護活動は難しくな ります。

「在留届」やその変更届は、在留邦人の皆様と大使館とを結ぶ 重要な「接点」です。下記のとおり、登録やその後の変更はイン ターネットで簡便に行えるようになっていますので、是非ともご 励行いただきますようお願いいたします。

【対象者】

チェコに3か月以上滞在される方(外国に住居又は居所を定め て3か月以上滞在する人は、「在留届」を速やかに登録(提出) することが、旅券法で義務づけられています。)

【インターネットでの「在留届」登録方法】

① 外務省「ORRnet」ホームページ

(http://www.ezairyu.mofa.go.jp/) にアクセス。または、

- ② 外務省ホームページのトップページから「各種手続き」→「電子申請・届出」→「在留届電子届出システム ORR ネット」とアクセス。
- ※ 緊急連絡に備え、「在留届」には電話番号及びメールアド レスを必ずご記載ください。また、インターネットをご利用 できない場合は、管轄の大使館に「在留届」を書面で提出し てください。

【在留届の変更】

帰国、転居等で「在留届」の記載事項に変更が生じた方は、 そのことを速やかに届け出ることが、義務づけられています。

特に、チェコから日本へ帰国または他国へ転出したにもかか わらず「在留変更届」の登録(提出)がないと、チェコで大規 模な事故や災害が発生した場合、緊急連絡や安否確認の必要上、 大使館から日本のご家族やご親族にご連絡することとなり、無 用な心配やご迷惑をおかけすることになりかねません。

【「在留変更届」の登録(提出)方法】

- ①インターネットで「在留届」を登録された方
 - 外務省「ORRnet」ホームページ

(http://www.ezairyu.mofa.go.jp/) から変更届を登録す ることができます。

②書面で「在留届」を当館に提出された方

大使館ホームページ

(http://www.cz.emb-japan.go.jp/jp/index.html)から用 紙をダウンロードし、漏れなく記入した上、当館領事部に 宛てて FAX 又は郵送。

大使館領事部宛先

FAX: 257-011-055

所在地:Maltezske nam.6, P.O.Box No.91, 118 01, Praha1

※ 既にご帰国されていて「在留変更届」の登録(提出)が 困難な場合、大使館領事部(ryoji@ph.mofa.go.jp)に宛て て、ご帰国された方のお名前・生年月日・帰国した時期(年 月)をお知らせください。

(2)たびレジ

「たびレジ」は、海外旅行や海外出張など3か月未満の海外渡航 を予定されている方が、旅行の日程・滞在先・連絡先などを登録す ると、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メールが受 け取れるシステムです。

「たびレジ」登録は、外務省のホームページ上で行って下さい。 (https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/)

2. パスポート(旅券)

【身分証明書の携行義務】

チェコに滞在する外国人には、パスポート等の身分証明書の原本を常時携帯する義務があります。警察から提示を求められた際、 身分証明書を提示できなければ、罰金が科せられることがあるの で注意が必要です。

なお、パスポートとは別に、健康保険証(又は滞在期間をカバ ーする海外旅行保険等への加入証)の携行・提示義務もあります。

【パスポートの盗難・紛失】

パスポートの盗難・紛失に遭った場合、大使館で手続を行うこ とになります。その際は、①発行から6か月以内の戸籍謄本、② 盗難・紛失についての被害届 (ポリスレポート)、③写真 2 枚 (4.5 $cm \times 3.5 cm$)、④身分証明書が必要です。

ヨーロッパの国々を陸路で移動する場合、国境でのパスポート 確認が行われないことが多いですが、パスポートを持たずに国境 を越えることはできません。国境等でパスポートの提示ができな い場合、強制退去などの処分が科せられることがあります。

3. 緊急連絡先

【公的機関】

- ・緊急電話:112(英語可)…警察や消防、救急等のあらゆる緊急用
- ·警察:158
- 市 警 察:156
- ・救 急:155
- ·消 防:150
- ・外国人警察(プラハ): 974-841-229、cppkr@mvcr.cz
- ・ムーステク警察署
 - 住 所: Jungmannovo nam.9, Praha 1 (地下鉄Mustek駅)
 電 話:974-851-750

・在チェコ日本国大使館

住 所: Maltezske nam. 6, 118 01, Praha 1 代表電話: 257-533-546 FAX : 257-011-055 (領事部FAX) Eメール: ryoji@ph. mofa. go. jp (領事部メール) ホームページ: http://www.cz. emb-japan. go. jp

【主な病院】

・ユニケア・メディカルセンター (Unicare Medical Center)
 住所: Na Dlouhem lanu 11, Praha 6
 電話: 608-103-050 (24時間対応)
 602-201-040 (24時間対応)
 235-356-553
 ホームページ: <u>http://www.unicare.cz</u>

・カナディアン・メディカル ケア (Canadian Medical Care)
住 所: Veleslavinska 1, Praha 6
電 話: 724-300-301 (24時間対応)

724-300-312 (歯科専門) 235-360-133 (一般受付) ホームページ: <u>http://www.cmcpraha.com</u>

・モトール大学病院 (Fakultni nemocnice v Motole)

住所: V Uvalu 84, Praha 5 電話: 224-431-111(救急、24時間対応) 224-433-682(外国人成人外来用) 224-433-690(外国人小児外来用) ホームページ: http://www.fnmotol.cz

・ナ・ホモルツェ病院 (Nemocnice na Homolce)

住 所:Roentgenova 2, Praha 5 電 話:257-273-289 (代表) ホームページ:<u>http://www.homolka.cz</u>

中央陸軍病院 (Ustredni vojenska nemocnice Praha) 住 所: U Vojenske nemocnice 1200, Praha 6 電 話: 973-208-333 (代表)

973-203-023

ホームページ:<u>http://www.uvn.cz</u>